

# ◆ 大切なお知らせ ◆

育和会記念病院は

紹

介

受

診

重

点

医

療

機

関

かかりつけ医などからの紹介状を持って  
受診いただくことに重点をおいた医療機関です。

- 一部の患者さまを除き、紹介状をお持ちでない場合、  
【選定療養費】の徴収が義務づけられています。

2024年9月1日より、選定療養費が変更になります。

2024年8月31日まで  
初診時 1,100円(税込)



2024年9月1日から  
初診時 7,700円(税込)  
再診時 3,300円(税込)

詳細なご案内はリーフレットに記載しております。

## 「紹介受診重点医療機関」の選定および保険外併用療養費の変更について

育和会記念病院は緊急を要する（救急搬送）患者さまや、手術・入院が必要な患者さまを24時間体制で受入れる病院です。

令和4度（2022年度）の診療報酬改定で「紹介受診重点医療機関」が作られました。

国はこの制度をもとに、日常的に服用するようなお薬（処方）のための受診、長期間に渡り定期的な受診を要する場合、状態が落ち着いた症状に対する受診などは「かかりつけ医（診療所やクリニック）」で、緊急（救急）、手術、入院は「病院」と役割を明確に分けていく方針としました。

このように、急を要する方や重症の方などを診るべき病院に、それ以外の方が多く集中して受診いただくと、待ち時間が長時間になること、本来、育和会記念病院で対応できる方が受入れできないなど、皆さまやこの地域への影響も考えられます。

また、病院医師（医療者）の働き方改革が進んでいる中で病院医師（医療者）の負担軽減にもつながります。

つまり、「医療機関の役割に応じた適切な医療」を進めようとしています。

そのため、「紹介受診重点医療機関」に選定された病院では、患者さまが“紹介状（診療情報提供書）”をお持ちにならずに受診される場合などは、“特別な料金（選定療養費）”をいただくこととなりました。

育和会記念病院は「紹介受診重点医療機関」に選定され、「かかりつけ医（診療所やクリニック）」の先生と連携し、さらに質の高い医療の提供と緊急（救急）、手術、入院について対応できるよう取り組んでいきます。

ご理解、ご協力のほど、宜しくお願い致します。

## 2024年（令和6年）9月1日から保険外併用療養費（選定療養費）が変更となります。

### \* 紹介状の持参のない初診患者

初診時保険外併用療養費（選定療養費） **7,700円（税込）**

### \* 再診患者（下記除外対象者を除く）

再診時保険外併用療養費（選定療養費） **3,300円（税込）**

※症状が安定し、当院から他の医療機関へ紹介された後、患者さま自らの意思で引き続き当院での診療を希望される場合、受診の都度、再診時保険外併用療養費（選定療養費）がかかります。

## 保険外併用療養費（選定療養費）とは

「初期の治療は地域の医院・診療所等で、高度・専門医療は病院（200床以上）で行う」という、医療機関の機能分担推進を目的として厚生労働省により制定された制度です。

### \* 次のような場合、保険外併用療養費（選定療養費）を負担していただきます。

1. 他の保険医療機関などからの紹介状（診療情報提供書）をお持ちではなく、当院を受診される場合。
2. 他院への紹介状をお渡しし、受診の指示をしたが、患者さまの都合で再度当院を受診される場合。
3. 以前当院を受診したことがあるが、前回の来院日より一定期間受診がない場合。

（※医師の指示による場合や診察の結果、医師が再診と判断した場合はこの限りではありません。）

### \* 次に該当される方は、保険外併用療養費（選定療養費）の負担はございません。（※除外対象者）

1. 他の保険医療機関などからの紹介状（診療情報提供書）をお持ちいただいた方。  
（※整体・接骨院・鍼灸院からの紹介状は対象外です。）
2. 救急車で来院された方。
3. 夜間や休日に救急外来で緊急な診察（急患診療）を必要とされる方。  
（※患者さまの都合による夜間や休日への日時変更、夜間や休日に投薬のみ希望される場合は対象外です。）
4. 外来受診から継続して入院された方。
5. 生活保護法、特定の疾患または障害等により各種公費負担制度の対象となられている方。
6. 当院の他の診療科から院内紹介をされて他科を受診された方。
7. 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方。
8. 災害により被害を受けた方。
9. 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療（保険証をお忘れの場合を除く）の方。
10. その他、医師が受診の必要性を認めた方。（※患者さまの都合により受診される場合は認められません。）